

横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅 家賃債務保証料等減額補助実施要領

制定 平成 30 年 9 月 11 日 建住政第 1202 号
最新改正 令和 7 年 10 月 1 日 建住政第 1661 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要領は、横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅制度要綱（以下「要綱」という。）第 7 条の規定に基づき、経済的支援住宅における家賃債務保証料等減額補助を実施する上での細目を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

第 2 章 家賃債務保証料等減額補助

(補助の要件)

第 3 条 家賃債務保証等を行う者は、経済的支援住宅のうち、次に掲げる要件全てに適合するものについて、この要領に基づき家賃債務保証料等減額補助を受けることができる。

- (1) 家賃債務保証を行う者及び賃貸人が、入居者に保証人（当該家賃債務保証を行う者を除く。）を求めないこと。
- (2) 家賃債務保証料等の額が適正な水準であること。
- (3) 家賃債務保証等を行う者が次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 住宅セーフティネット法第 20 条第 2 項に規定する家賃債務保証業者
 - イ 住宅セーフティネット法第 59 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人
 - ウ 保険業者
- (4) 入居者等が要綱第 5 条第 1 項に規定する入居者の資格を満たす者であること。

(補助金の額)

第 4 条 家賃債務保証料等減額補助金の額は入居時に生じる初回の家賃債務保証料等の額とする。

- 2 前項について、1 戸の経済的支援住宅について、毎会計年度、6 万円を限度

とし、かつ、一の入居者について、毎会計年度、6万円を限度とする。

第3章 家賃債務保証料等減額補助申請等

(家賃債務保証料等減額補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 家賃債務保証料等減額補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家賃債務保証料等の減額に要した費用の実績を、家賃債務保証等の契約を締結した日（以下「締結日」という。）が4月1日から2月末日までの場合は、その日の属する会計年度の末日までに、締結日が3月1日から3月31日までの場合は、その日の属する翌会計年度の末日までに、家賃債務保証料等減額補助金交付申請書兼実績報告書（兼委任状）（第1号様式）、家賃債務保証料等減額補助金実績明細書（第1号様式別紙）及び次の各号に掲げる書類により、補助金事務局を経由して市長に申請及び報告しなければならない。

- (1) 家賃債務保証料等の内容及び金額が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）第5条第3項の規定により市長が家賃債務保証料等減額補助金交付申請書兼実績報告書（兼委任状）への添付を省略させることができる書類は、補助金規則第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる書類とする。
- 3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が家賃債務保証料等減額補助金交付申請書兼実績報告書（兼委任状）への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、補助金規則第14条第1項第2号及び第3号に掲げる書類とする。

(家賃債務保証料等減額補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、家賃債務保証料等減額補助金交付申請書兼実績報告書（兼委任状）を受理したときは、その内容を審査し、家賃債務保証料等減額補助金の交付の決定及び額の確定を行うものとする。この場合において、市長は、家賃債務保証料等減額補助金交付決定通知書兼額確定通知書（第2号様式）及び家賃債務保証料等減額補助金額確定明細書（第2号様式別紙）により、当該申請者に補助金事務局を経由して通知するものとする。

(家賃債務保証料等減額補助金の請求及び交付)

第7条 申請者は、家賃債務保証料等減額補助金の請求及び受領に関する権限

について、補助金事務局に委任するものとする。

- 2 補助金事務局は、家賃債務保証料等減額補助金請求書（第3号様式）及び家賃債務保証料等減額補助金請求内訳（第3号様式別紙）により、市長に対し、家賃債務保証料等減額補助金を請求するものとする。
- 3 市長は、適正な家賃債務保証料等減額補助金請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付する。
- 4 補助金事務局は、家賃債務保証料等減額補助金を受領したときは、遅滞なく当該申請者に支払うものとする。
- 5 市長が補助金事務局への委託を行わない場合は、第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、申請者は自ら家賃債務保証料等減額補助金の請求及び受領を行うものとする。この場合において、申請者は、家賃債務保証料等減額補助金請求書及び家賃債務保証料等減額補助金請求内訳により、市長に対し、家賃債務保証料等減額補助金を請求するものとする。

（家賃債務保証料等減額補助金交付申請書等の記載事項の変更等）

第8条 申請者は、既に提出した家賃債務保証料等減額補助金交付申請書兼実績報告書（兼委任状）等の記載事項に変更が生じたときは、家賃債務保証料等減額補助金記載事項変更承認申請書（第4号様式）により、補助金事務局を経由して、速やかに市長に申請しなければならない。

（家賃債務保証料等減額補助金交付申請書等の記載事項の変更承認）

第9条 市長は、家賃債務保証料等減額補助金記載事項変更承認申請書を受理したときは、その内容を調査した上、変更の必要があると認めた場合は、家賃債務保証料等減額補助金交付申請書兼実績報告書（兼委任状）等の記載事項の変更を承認する。この場合において、市長は、家賃債務保証料等減額補助金記載事項変更承認書（第5号様式）により申請者に、補助金事務局を経由して通知するものとする。

（家賃債務保証料等減額補助金の交付決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、第6条の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、家賃債務保証料等減額補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により家賃債務保証料等減額補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 要綱及びこれに関連する要領等に違反したとき
- (3) 暴力団又は暴力団員であることが判明したとき

2 市長は、前項の規定により家賃債務保証料等減額補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る家賃債務保証料等減額補助金が既に申請者に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

附則

この要領は、平成 30 年 9 月 11 日から施行する。

附則

この要領は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 3 月 16 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 1 月 7 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

ただし、令和 4 年度分の補助金から適用することとする。

附則

この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

第1号様式（第5条第1項及び第7条第1項）

年 月 日

横浜市長

申請者 住所 〒

氏名

印

電話番号

家賃債務保証料等減額補助金交付申請書兼実績報告書（兼委任状）

横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃債務保証料等減額補助実施要領（以下「要領」という。）第5条第1項の規定に基づき、家賃債務保証料等減額補助金の交付について次のとおり申請します。

この申請書及び添付書類の記載内容が事実と相違するときは、補助を取り消されても異議を申し立ていたしません。

1 補助対象の経済的支援住宅及び入居者等

別紙のとおり

2 補助申請金額

円

3 補助金振込先口座情報

申請者 振込先	金融機関名	支店名	種別
	口座番号	口座名義人（カナ）	普通・当座

また、要領第7条第1項の規定に基づき、家賃債務保証料等減額補助金の請求及び受領に関する権限を次の者に委任します。

受任者住所	
受任者氏名	印

※ 添付書類

- (1) 家賃債務保証料等の内容及び金額が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

家賃債務保証料等減額補助金実績明細書

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

第2号様式（第6条）

第
年
月
日
号

申請者
住所
氏名 様

横浜市長

印

家賃債務保証料等減額補助金交付決定通知書兼額確定通知書

年 月 日に申請のありました経済的支援住宅の家賃債務保証料等減額補助金について、横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃債務保証料等減額補助実施要領（以下「要領」という。）第6条の規定に基づき、次のとおり補助金を交付することと決定しましたので通知します。

1 補助対象の経済的支援住宅及び入居者等

別紙のとおり

2 確定補助金額

円

3 交付の条件

- (1) この補助金は、横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅制度家賃債務保証料等減額補助実施のために使用し、他の事業には流用してはならない。
- (2) 申請者は、家賃債務保証料等減額補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに従わなければならない。

4 交付決定の取消し及び補助金の返還

市長は、家賃債務保証等を行う者が要領第10条第1項各号に規定する要件のいずれかに該当するときは、家賃債務保証料等減額補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。また、当該取消しに係る家賃債務保証料等減額補助金が既に交付されている場合には、その返還を命じるものとします。

第3号様式（第7条第2項及び第5項）

年 月 日

横浜市長

補助金事務局 住所

氏名

印

家賃債務保証料等減額補助金請求書

年 月 日付建住政第 号家賃債務保証料等減額補助金交付決定通知書兼額確定通知書により確定した補助金について、横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃債務保証料等減額補助実施要領第7条第2項及び第5項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

振込先銀行名及び支店名			
種 別	預金	口座番号	
口座名義人			

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

横浜市長

申請者 住所
氏名
電話番号

家賃債務保証料等減額補助金記載事項変更承認申請書

横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃債務保証料等減額補助実施要領第8条の規定に基づき、家賃債務保証料等減額補助金交付申請書兼実績報告書（兼委任状）等の記載事項の変更について次のとおり申請します。

1 交付決定日及び交付決定番号

交付決定日：○年○月○日

交付決定番号：

2 変更の対象となる経済的支援住宅

所在地	
名称	
部屋番号	

3 変更事項

変更前	変更後	変更が生じた事由

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

申請者 住所
氏名 様

横浜市長

印

家賃債務保証料等減額補助金記載事項変更承認書

年 月 日に申請のありました家賃債務保証料等減額補助金交付申請書兼実績報告書（兼委任状）等の期載事項の変更について、横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃債務保証料等減額補助実施要領第9条の規定に基づき、次のとおり変更を承認しましたので通知します。

1 交付決定日及び交付決定番号

交付決定日：○年○月○日

交付決定番号：

2 変更の対象となる経済的支援住宅

所在地	
名称	
部屋番号	

3 変更事項

変更前	変更後

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

第
年
月
日
号

申請者 住所
氏名 様

横浜市長

印

家賃債務保証料等減額補助金交付決定取消通知書

年 月 日に申請のありました経済的支援住宅の家賃債務保証料等減額補助金の交付決定の取消について、横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃債務保証料等減額補助実施要領第10条第1項の規定に基づき、次のとおり交付決定の全部または一部を取り消しましたので通知します。

1 取消し前の交付決定日及び交付決定番号

交付決定日：○年○月○日

交付決定番号：

2 取消し前の交付決定補助金額 金 円

3 取消し後の交付決定補助金額 金 円

4 取消し対象の住宅等

経済的支援住宅	所在地
	名称
	部屋番号

5 取消理由